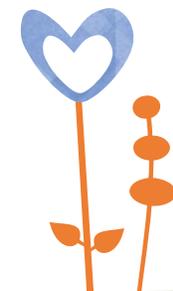
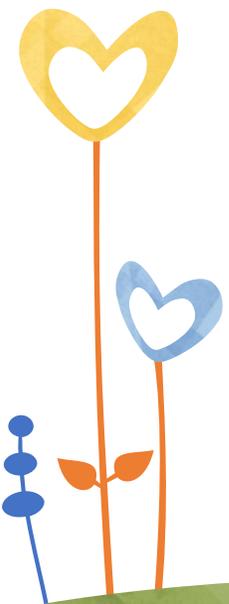


# 長野での 新しい共生型への取り組み

宅幼老所・グループホーム連絡会 会員

(株)向日葵 みんなのデイハウス にじのわ

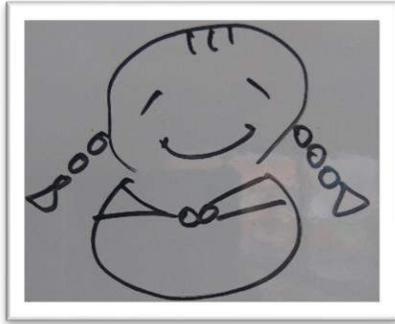
管理者・生活相談員 坂本 由美子



# はじめに

1. ごあいさつ 自己紹介
2. みんなのテイクハウス にじのわ紹介
3. 共生型への取り組み
4. 共生型事業の課題 私の思う事

# ごあいさつ



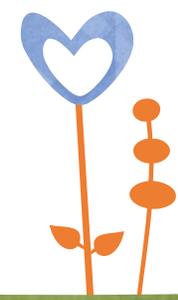
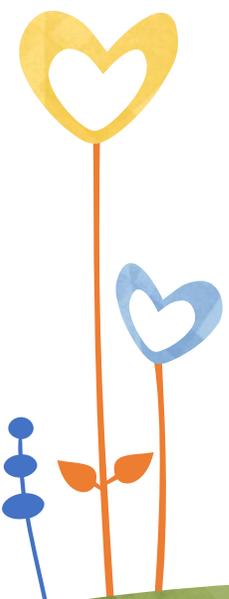
名前 坂本由美子です。  
子ども達からは「師匠」と呼ばれています。

トレードマーク 30年続けている三つ編みです。  
これからも三つ編みおばちゃんできびきります。

家族 都合のいい時だけ聞こえるようになったじーちゃん  
都合のいいように解釈するばーちゃん  
無口で笑顔の素敵なおとーちゃん  
なんでもやりたがりのねーちゃん  
なんでもできるいもうと



仕事 株式会社 向日葵 の代表やっています。  
時に管理者、保育士、介護福祉士  
時にランチのおばちゃん  
時にみんなのおばあちゃん役です。





株式会社 向日葵

# みんなのデイハウス にじのわ

赤ちゃんからお年寄りまで、  
障がいがあるなしに関わらず、  
みんなの笑顔あふれる共生型  
のデイハウスを目指して..

# いつはじめたの？

## 共生型の事業を開始したきっかけと時期

**平成28年6月 宅老所 和が家 さん見学** 「高齢者の方と障がいを持っている子ども達と一緒に生活できる所をつくりたい」  
「富山型デイサービスがあるよ」デイケアハウスにぎやかさんのパンフレットを頂く

- ・ 富山型デイサービス起業家育成講座（第5回）に参加
- ・ 諏訪地域起業育成スクールに参加
- ・ **平成28年12月15日 株式会社向日葵 設立**
- ・ 平成29年1月4日 相談支援事業所 にじのわ開所
- ・ 平成29年3月15日 諏訪市高島に事業所購入
- ・ 平成29年7月1日 放課後等デイサービスにじのわスマイル開所
- ・ 平成29年10月17日 地域密着型通所介護・介護予防  
みんなのデイハウスにじのわ開所
- ・ 平成30年2月22日 日中一時支援事業（タイムケア）開始
- ・ 平成30年7月1日 共生型生活介護 にじのわピース開所



# どこで?

長野県の諏訪湖のほとりです。



# なにをしているの？

## 共生型の事業の取り組み

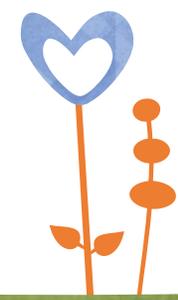
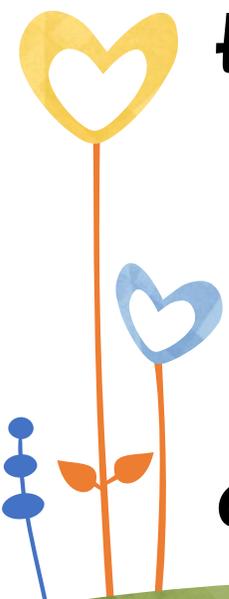
### 富山県では 富山型テイサービス

年齢や障がいの有無にかかわらず、高齢者、障がい者、子どもなど誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会

### 長野県では 宅幼老所

高齢者や障がい者等が、家族や近隣住民と共に住み慣れた地域で生活するための、安全で家庭的な雰囲気のもと、利用者のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供する地域ケア拠点

めざすところ だれでもみんなで寄り添い一緒に生活するお家にしよう。  
いつまでも地域で暮らせるように…



# 宅幼老所に係る建築基準法の取り扱いについて（通知）

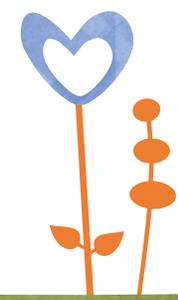
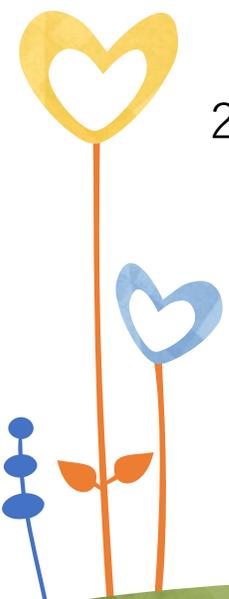
平成16年（2004年）8月 建築管理課より

## 1. 宅幼老所の規定

- (1) 宅幼老所は、**民間等既存建物**を活用したものであること。
- (2) 当該用途に供する部分の床面積は、**165㎡未満**であること。
- (3) 当該用途に共する部分は**避難階**に存するものであること。
- (4) 改修工事等を行う場合にあっては、当該工事完了後において、安全上、防火上及び避難上の危険性が增大しないものであること。

## 2. 宅幼老所の利用形態

- ・ 宅幼老所の利用形態は、原則として「**デイサービス**」施設であること。
- ・ **高齢者あるいは高齢者とともに乳幼児や障がい者などが利用して、地域の様々なニーズに応じたサービスを提供**するところとする。
- ・ 原則として、**民家、空き店舗などを改修**したものとする。
- ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院などに併設されているものは除く。





どのように..

事業所はこんなところ

# どのように？

**7:30～19:00 日中一時支援（タイムケア）**

**8:30～15:30 地域密着型通所介護・介護予防 10名**  
**共生型生活介護 合わせて10名**

**12:30～18:30 放課後等デイサービス 10名**

**長期休暇 8:30～16:00**

**地域密着型通所介護・介護予防**

**共生型生活介護**

**放課後等デイサービス 合わせて20名**



# 子ども達と関わって楽しく暮らす

共生型の魅力



# げんきの素は食事から・・・

みんなと一緒に



# できた (≧▽≦) ..

家庭菜園を楽しむ



# 僕たちも安心して楽しく..

それぞれの好きな場所、気になる遊び、僕の事わかってよ..



# 共生型への取り組み

共生型生活介護の申請手続き

平成30年（2018年）4月 共生型サービス



地域密着型通所介護事業 + 障害福祉サービスの生活介護事業の共生

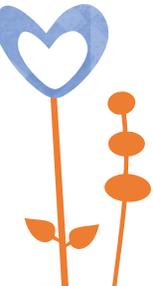
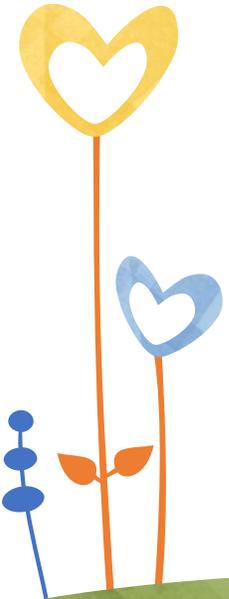
まだ準備ができていない…

介護事業の申請先で共生型の申請を行う

広域連合→県→市町村→広域連合→県と回って3か月

6月に申請先が変わり県になる

平成30年（2018年）7月 長野県に共生型生活介護の申請許可  
にじのわピース開所



# 共生型サービスの指定手続の省略・簡素化

通所介護（介護保険法施行規則第119条第2項による省略・簡素化）

省略できる物

- ・申請者の**定款**、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- ・事業所の**平面図**（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- ・事業所の**管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴**
- ・利用者からの**苦情を処理するために講ずる措置**の概要
- ・当該申請に係る**事業に係る資産**の状況



# 共生型サービスの指定申請書類の提出先

障害福祉サービス事業所が + 介護保険サービスの指定を受ける ⇒ 保健福祉事務所福祉課（県）  
※通所介護の定員が18名以下の場合 ⇒ 市町村が申請窓口  
※長野市の事業所は定員に関わらず ⇒ 長野市が申請窓口

介護保険サービス事業所が + 障害福祉サービスの指定を受ける ⇒ 保健福祉事務所福祉課（県）  
※長野市の事業所は ⇒ 長野市が申請窓口  
※長野市の事業所が児童発達支援の指定 ⇒ 県

# 指定基準

## 地域密着型通所介護 + 共生型生活介護

	通所介護（介護保険）		生活介護（障害福祉サービス）＜障がい者＞			
概要	入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う		昼間、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うとともに、 <b>創作的活動又は生産活動の機会を提供する。</b>			
定員	－		原則20名以上			
人員配置	管理者	常勤専従	管理者	原則専従（非常勤でも可）		
	医師	－	医師	<b>必要数</b> （医療機関との連携があれば不要）		
	<b>生活相談員</b>	1人	<b>サービス管理責任者</b>	利用者60人までは:1以上 利用者60人を超える部分40:1（常勤1以上）		
	介護職員	5:1	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 →6:1 平均障害支援区分4以上5未満 →5:1 平均障害支援区分5以上 →3:1	生活支援員	1人（常勤）
	看護職員	1人（定員10人以下では不要）			<b>看護職員</b>	1人
	<b>機能訓練指導員</b>	1人			<b>理学療法士又は作業療法士</b>	必要数
設備	食堂及び機能訓練室	<b>3m<sup>2</sup>×利用定員</b>			訓練・作業室	支障がない広さ

# 指定基準

## 報酬・加算関係

	共生型生活介護	指定生活介護（障害福祉サービス）＜障がい者＞
報酬観点	① 本来的な障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価と区別。 ② 現行の基準該当サービスを参考に設定。	<b>定員20人以下</b> (一) 区分6 1283単位 (二) 区分5 963単位 (三) 区分4 683単位 (四) 区分3 613単位 (五) 区分2以下 561単位
基本報酬	<b>共生型生活介護サービス費（Ⅰ）694単位</b> <b>共生型生活介護サービス費（Ⅱ）854単位</b>	
加算	各種加算は、指定障害福祉サービス等と同様の算定要件を満たせば算定可能とする。 ○ その上で、共生型生活介護事業所等について、 <b>サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合</b> を評価する。【新設】≫ 58単位	
	≪福祉専門職員配置等加算【新設】≫ イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ※ 社会福祉士等の資格保有者が35%以上 1日につき <b>15単位</b> を加算 ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ※ 社会福祉士等の資格保有者が25%以上 1日につき <b>10単位</b> を加算	
減算	<b>開所時間減算、短時間利用減算、身体拘束廃止未実施</b>	
		人員配置体制加算 51単位～295単位 福祉専門職員配置等加算 10単位～15単位 常勤看護職員等配置加算 26単位～56単位 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位 初期加算 30単位 訪問支援特別加算 月2回 187単位～280単位 欠席時対応加算 月4回 94単位 重度障害者支援加算 体制7単位 支援180単位 リハビリテーション加算 20単位～48単位 食事提供加算 30単位 延長支援加算 61単位～92単位 送迎加算 片道につき10単位～21単位 障害福祉サービスの体験利用支援加算 250単位～

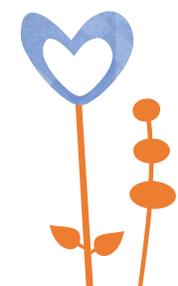
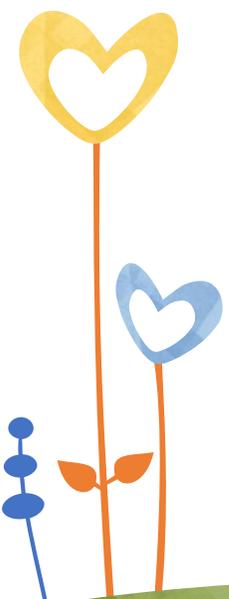
# 介護保険サービスと障害福祉サービスのちがい

	通所介護（介護保険）	生活介護（障害福祉サービス）
送迎	基本報酬の中に入っている → 送迎しない場合減算	基本報酬に入っている？ → 基準を満たせば送迎加算あり
欠席時対応	欠席時の対応なし → キャンセル時対応は？	欠席時対応月4回まで加算あり → 94単位
入浴	入浴加算あり 光熱水費は自己負担可能	入浴に係る光熱水費のみ徴収可能
食事	食事の提供に要する費用は自己負担	食事提供加算あり。食材料費のみ自己負担 入所施設を利用している18歳～20歳は加算なし。
活動費	実費負担	創作的活動に要する費用実費負担
サービス計画	介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成。	相談支援専門員が作成
個別支援計画	管理者を中心としてサービス提供に係る従業者で作成 毎月ケアマネージャーに評価報告有	サービス管理責任者が作成 6か月に1回以上評価、見直しが必要

# 共生型事業の課題

私の考える事

- ①共生型は「共生型サービスの指定の特例」それぞれの運営、支援の仕方は一緒にはならない。→ 両方の理解・対応が必要
- ②送迎の考え方が違うため、生活介護サービスの送迎加算の算定人数に、通所介護の人数が含まれない。→ 加算がとれない
- ③共生型の加算のしくみが解りにくい。→ 教えてほしい
- ④障害福祉サービスの国保連の簡易ソフトは無料なのに…なぜ介護福祉サービスの請求ソフトは高いのか？ → 安くして
- ⑤一人の為に、みんなの為に、家族の為に、自主事業の検討や個別二一  
ズに柔軟に対応できるようにしたい → 先輩方の教えを学ぶ



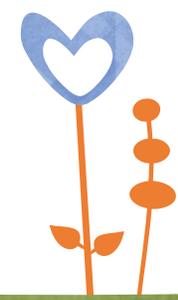
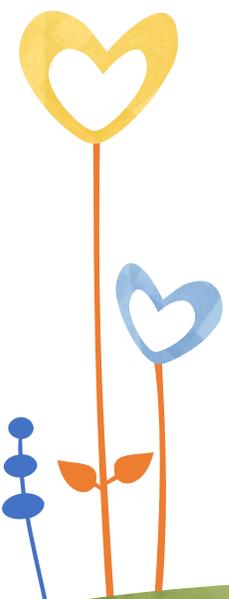
# 共生型事業のやりがい

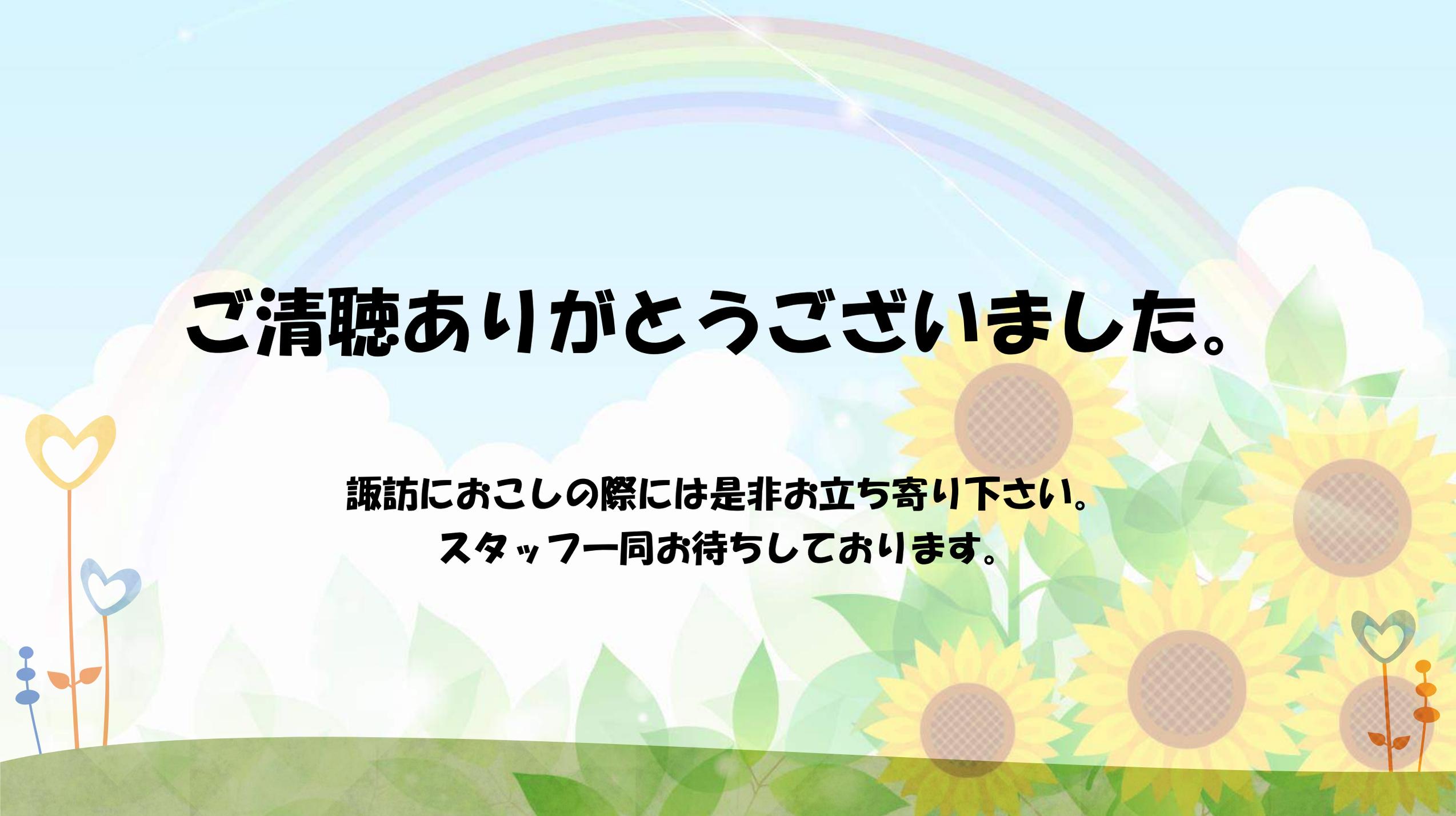
事業を運営してみても私が思う事



- ①平日は少人数の関わりの為、とっても微笑ましい交流が見られています。しかし、長期休暇には同じ時間、同じ環境で1か月はやっぱり厳しいかな～ → 専用の居室があればいいが、子ども達は同じ場にいないのです。
- ②年齢幅が広いので、ニーズもさまざま。ライフスタイルに応じた対応をしたいのですが、ぼくもやりたい私もやりたい。やっぱりみんなと一緒にやりたいのです。
- ③障がい特性の強い子供たちは、興味も関心も関り方も違うのです。自己主張や関わってほしい時に大きな声や音を出します。

**お互いを理解して一緒に生活するには笑いあり涙あり。笑顔をもらい元気になるけど、みんなが帰るとホッとして身体力が抜けるのです。**





**ご清聴ありがとうございました。**

**諏訪にお越しの際には是非お立ち寄り下さい。  
スタッフ一同お待ちしております。**